

感染症拡大に伴う県民の皆様へのお知らせとお願い

2020年(令和2年)4月28日
佐賀県弁護士会会長 富永洋一

今、新型コロナウイルス感染拡大により、私たちの命と生活が脅威にさらされています。

新型コロナウイルスに感染された方々へ心よりお見舞い申し上げますとともに、自らを危険にさらして最前線で奮闘されている医療従事者の方々をはじめ、必要な生活インフラに従事されている全ての方々のご尽力に敬意を表し、心より感謝申し上げます。

事態の長期化により倒産や失業の増加が懸念され、事業活動や生活にも甚大な打撃を受けています。

また、新型コロナウイルスの感染者、あるいは医療従事者やその家族であることなどを理由に不当な差別や偏見を受けたこと、感染拡大に伴い社会的・経済的に苦境に立たされたこと、などでの悲痛なご相談が数多く寄せられています。

佐賀県弁護士会としても、最大限の感染防止対策を講じつつ、感染者や医療従事者等に対するあらゆる差別や偏見をなくし、今般の事態により社会的・経済的に苦境に立たされる方々への法的な支援を継続すべく、県民の皆様とともにたたかっています。

日本弁護士連合会・佐賀県弁護士会では、以下の電話番号で、新型コロナウイルスに関連する様々なご相談を受け付けています。受付後、弁護士からの折り返しのお電話で、電話相談が初回無料で受けられます。

「新型コロナウイルス法律相談全国統一ダイヤル」

電話0570-073-567

5月19日まで(平日のお昼0:00~午後2:00まで受付)

(インターネットでは24時間受付を行っています。「日弁連 コロナ」で検索してください。)

また、佐賀県弁護士会では以下の日時に相談窓口を設置して、弁護士が10分~15分程度の電話相談に無料でお応えしています。

「ナイター相談・クイック相談」

電話0952-24-3411

毎週 火曜日と木曜日は 午後5:30~午後7:30

毎週 土曜日は 午後1:00~午後3:30

そのほか、面談による各種の法律相談も、情勢が許す限り、引き続き実施していきます。

どうか希望を持ち続けてください。

人類には、ウイルスとたたかい、差別や偏見、生活や命の危機を乗り越えてきた歴史があります。

その歴史の延長線上にいる私たちに、今回の危機を乗り越えられないはずはありません。

私たち1人1人が、過酷な状況を生き抜いてきた祖先の、類いまれなる命を受け継いできたのです。

生きたくても叶わない命がある中で、自らのこの命を大切にしてください。

いつの日か必ず光が見えてきます。今はその日を待ちましょう。

佐賀県弁護士会からの切なる願いです。